

## 地域消費者行政推進連携協議会の設置

### 1 要旨

県では、平成 27 年 4 月以降、県民生活センターごとに「ふじのくに消費者教育推進地域連絡会・連絡会議」を設置し、地域の実情に応じた消費者教育について協議してきた。

一方、消費者相談や見守り体制の強化など、消費者被害の防止と救済に係る取組については、協議する場がなかった。

令和 4 年 4 月、「ふじのくに消費者教育推進地域連絡会・連絡会議」を、「地域消費者行政推進連携協議会」として改編する。

- 本協議会は、県と市町の連携体制を強化し、消費者教育を含めた地域の消費者行政を一体的かつ効果的に推進することを目的として設置する。

今後は、地域の消費者教育の推進に加え、消費者被害の防止と救済に係る取組についても協議し、市町の取組支援や地域における連携強化に取り組んでいく。

### 2 概要

#### (1) 経緯

- ・平成 26 年 3 月、消費者教育推進法に基づく消費者教育推進計画を策定
- ・平成 27 年 4 月、消費者教育推進法第 20 条に基づき、消費者教育の総合的体系的かつ効果的な推進に関して、構成員相互の情報の交換及び調整を行うため、「ふじのくに消費者教育推進県域協議会」を設置
- ・平成 27 年 4 月、県民生活センターごとに、各地域の実情に応じた消費者教育を推進するため、「ふじのくに消費者教育推進地域連絡会・連絡会議」を設置
- ・令和 4 年 3 月、「消費者行政推進基本計画」と「消費者教育推進計画」を一体化し、「消費者基本計画」として策定(予定)
- ・令和 4 年 4 月、「ふじのくに消費者教育推進地域連絡会・連絡会議」を「地域消費者行政推進連携協議会」として改編(予定)

#### (2) 地域消費者行政推進連携協議会の設置(案)

設置時期 令和 4 年 4 月 1 日

設置目的 県と市町の連携体制を強化し、地域の消費者行政(消費者教育を含む)を一体的かつ効果的に推進する。

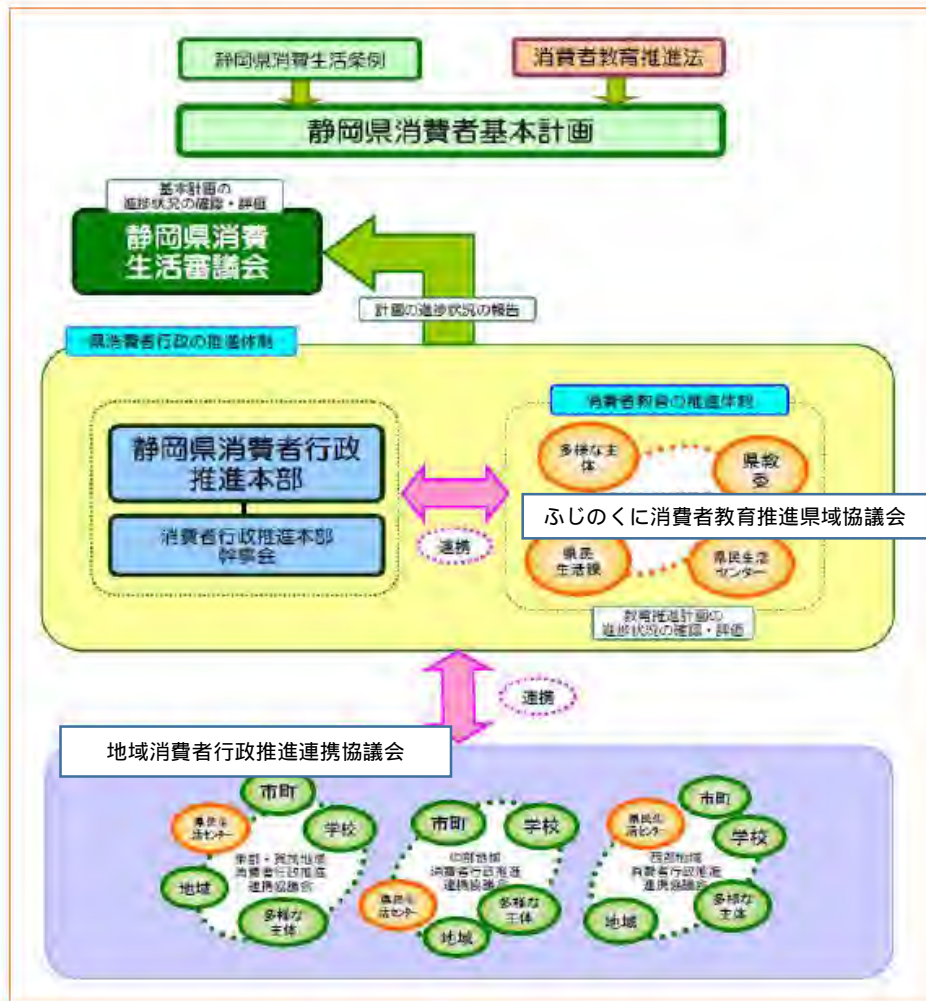
#### 協議内容

- ・地域の消費者教育の推進に係る取組に関する事。
- ・地域の消費者被害の防止と救済に係る取組に関する事。
- ・市町の消費者教育の推進及び消費者被害の防止と救済に係る取組の支援に関する事。
- ・消費者団体・事業者団体・行政機関の連携強化に関する事。
- ・その他、消費者行政の推進に必要な事務に関する事。

#### 構成員

- ・市町行政担当課のほか、弁護士、司法書士等の有識者、消費者団体、事業者団体等から、地域の実情に応じて選定する。

< 静岡県消費者基本計画における消費者行政推進体制 >



< 第2次静岡県消費者教育推進計画における消費者行政推進体制 >

